

事業等	番号	区分	質問	回答
従事者支援	1	支給要件	対象者を「10日以上勤務かつ利用者と1日以上と接した業務を行っていた者」としているが、なぜ「10日以上」を要件としているのか。	令和2年度の「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金」事業を準用し、一定期間勤務された方を対象とすることにいたしました。
従事者支援	2	支給要件	支給要件の「10日」について、勤務時間が1時間のよう短い時間の勤務の日も1日とカウントしていいのか。	勤務時間は問いません。1日にカウントしていただいてもかまいません。
従事者支援	3	支給要件	利用者等と接する業務とはどういったものか。	介護福祉士等直接支援業務のほか、それ以外の業務であっても、利用者に接して支援していただいた場合対象となります。 (例) 送迎業務の際に利用者の乗降支援をしている 等
従事者支援	4	支給要件	社会福祉施設等に勤務しているが、厨房で調理業務を行っており、特に利用者等と接することがない場合は、対象とならないのか。	支給要件である「10日以上勤務かつ利用者等と1日以上接した業務を行っていた者」でないため、対象となりません。
従事者支援	5	対象者	社会福祉施設等で非常勤職員で勤務しているが、対象になるのか。	対象です。 大阪府内に所在する社会福祉施設等で、対象期間に10日以上勤務しかつ利用者等と1日以上接した業務を行っていた方（派遣及び委託によるものを含む）が対象です。公務員の非常勤は対象外です。
従事者支援	6	対象者	施設長・園長をしているが、支給要件に合致している場合、対象となるのか。	対象となります。
従事者支援	7	対象者	ボランティアは対象となるのか。	対象となりません（有償・無償とも）。 当事業は、社会福祉施設等の従事者を対象としています。
従事者支援	8	対象者	街かどデイハウスの従事者は対象になるのか。	介護保険法の規定に基づくサービスに該当しないことから対象外となります。
従事者支援	9	対象者	地域包括支援センターは対象としているが、総合相談窓口である「ランチ」も対象と考えてよいのか。	地域包括支援センターが運営しているものは対象となります。地域包括支援センターからまとめて申請ください。
従事者支援	10	対象者	外来診察時や検診時に利用出来るクリニック内の託児ルームは対象となるのか。	ご質問いただいた託児ルームは認可外保育事業の届出除外施設となり、対象外となります。

事業等	番号	区分	質問	回答
従事者支援	11	申請手続	対象者個人に各々申請させてもいいのか。	原則、令和5年1月1日（基準日）に対象従事者が勤務している施設・事業所等を運営する事業者から、施設・事業等单位で、電子申請により、申請してください。パソコン・スマートフォン等で申請していただけますので、ご協力をお願いいたします。 ①原則、1月1日（基準日）に勤務している施設等がとりまとめて申請。（本人の申請意思、他施設から申請を行っていないか等の確認をしてください。） ②退職している場合は、対象期間に勤務していた施設等からの申請。 ③やむを得ない場合は個人申請も可。
従事者支援	12	申請手続	退職者に周知しないといけないのか。	支給要件に合致する退職者がおられる場合、可能な限り該当者にご連絡いただき、申請意思及び施設等に手続きを委任する意思をご確認いただいた上、他の従業者とともに取りまとめたの申請をお願いします。 どうしても連絡が取れない場合は、申請の取りまとめから除外していただいて結構です。
従事者支援	13	申請手続	支給要件に合致しているが、すでに退職している。申請したい場合はどうすればいいのか。	1月1日時点で府内の施設等に勤務されていない場合は、以前勤務されていた施設等に連絡・依頼してください。 依頼ができない特別な事情がある場合は、個人申請することができます。まずは、コールセンターにご連絡してください。
従事者支援	14	申請手続	ホームページを見ると、個人申請には、個人申請申立書と施設等での勤務を証する書類等が必要と記載されていたが、勤務を証する書類とはどんなものか。	勤務先が発行した就労証明書や実務経歴証明書のほか、雇用契約書、給与明細書等を想定しています。
従事者支援	15	申請手続	パソコン（スマホ）からの行政オンラインシステムの操作がわからない。どうすればいいのか。	コールセンターにご連絡ください。
従事者支援	16	ギフトカード	ギフトカードは使用期限があるのか。	使用期限はありません。
従事者支援	17	ギフトカード	ギフトカードはどのような種類なのか。1万円1枚か。	JCBギフトカード1,000円×10枚です。
従事者支援	18	配付	ギフトカードを配付した際、従事者から受領確認は印鑑をもらわないといけないか。	特に印鑑に限定しておりません。 申請時に提出いただいた様式等を活用し、ご本人に受領の確認（サイン等）をしていただき、5年間保存してください。